

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)  
ふるさとホーム  
短期入所生活介護サービス  
介護予防短期入所生活介護サービス  
利 用 契 約 書

当施設は介護保険の指定を受けています。  
(福岡県指定 第4072000153号)

（以下、「利用者」といいます）と ふるさとホーム（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護サービス又は介護予防短期入所生活介護サービス（以下、「短期入所生活介護サービス」といいます）について、次の通り契約します。

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、短期入所生活介護サービスを提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約期間）

1. この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了日の 7 日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、且つ、利用者が要介護認定の更新で要支援者（要支援 1～2）及び要介護者（要介護 1～5）と認定された場合、契約は更新されるものとします。

## 第3条（居宅サービス計画の実施）

短期入所生活介護サービスについては、居宅介護支援事業所の担当介護支援専門員が利用者について解決すべき課題を把握し、利用者が自立した日常生活を営むことを目標に利用者・家族の意向を踏まえた上で、アセスメントに基づき、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画に基づき、実施します。

## 第4条（栄養管理体制）

常勤の管理栄養士を 1 名配置するとともに、利用者の栄養状態をサービス利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員、その他の職種が共同して、利用者の摂取・嚥下機能に着目し、食形態にも配慮した栄養管理を行います。

## 第5条（個別機能訓練体制）

常勤の機能訓練指導員 1 名を配置するとともに、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を個別機能訓練で行う。

## 第6条（短期入所生活介護サービスの内容）

1. 利用者が利用できるサービスの種類は【重要事項説明書及び契約書別紙】の通りです。事業者は、【重要事項説明書及び契約書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
2. 事業者はサービスの提供にあたり、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。

## 第7条（サービス提供の記録）

- 事業者は短期入所生活介護サービスの提供に関する実施記録を作成することとし、これをこの契約終了後2年間保管します。
- 利用者は、10時から17時の間に事務所にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

## 第8条（料金）

- 利用者は、サービスの対価として【重要事項説明書及び契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。これについては、事前に利用者に対して請求書を発行します。
- 事業者は、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対して領収書を発行します。（原則として領収書の再発行は致しません）

## 第9条（居室の変更）

利用者及び家族から居室変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者や家族等と協議の上決定するものとします。

## 第10条（サービスの中止、変更、追加及び契約の終了）

- 次の事項によりサービスの中止、変更、追加することができます。
  - 利用予定期間の前に、利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者に申し出てください。
  - サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
  - 利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。
- 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - 利用者が死亡した場合もしくは被保険者資格を喪失した場合

## 第11条（秘密保持・個人情報の保護）

- 事業者及び事業者の使用者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業所等に対し、利用者の個人情報を提供しません。

3. 事業者及び事業者の使用する者は、【特別養護老人ホーム ふるさとホーム 個人情報に関する各規定・規則】に従い、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報に関する基本方針のもと、個々に利用目的を特定します。予め利用者本人の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。

#### 第12条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。

#### 第13条（身元引受人）

1. 身元引受人は、本契約に基づく利用者の事業者に対する利用料などの経済的な債務について、利用者と連帯してその履行の責任を負います。
2. 前項の身元引受人の負担は、極度額 100 万円を限度とします。
3. 身元引受人は、前項の責任のほか、次に定める責任を負います。
  - 一 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合に、入院申込、費用負担などその入院手続を円滑に遂行すること
  - 二 本契約が終了した場合に事業者と協力して利用者の状態に応じた受入先を確保すること
  - 三 利用者が死亡した場合、その他契約が終了した場合に速やかに遺体及び遺留品（居室内に残置する日用品や身の回り品等であり、高価品は除く）の引取りなど必要な処理を行うこと
4. 事業者は、利用者が入院を必要とする場合並びに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
5. 利用者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てることができます。
6. 事業者は、利用者に身元引受人などがいない場合において、本契約終了後に残置品その他の処理を行う必要がある場合には、自己の費用で利用者の残置品を処分できるものとします。その費用については、利用者からの預り金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭から差し引くことができるものとします。
7. 利用者は、身元引受人が本契約存続中に死亡もしくは辞退等した場合には、新たに身元引受人を立てるようになると共に、前身元引受人との利用料などの経済的な債務等につき、新身元引受人は利用者と連帯してその履行の責任を負うものとします。
8. 利用者は、連帯保証人を立てる事とします。但し社会通念上、連帯保証人を立てることが出来ないと認められる相当な理由がある場合には、これを立てないことができます。連帯保証人は、利用者・身元引受人と共に債務等の連帯保証にあたるものとします。
9. 前項の連帯保証人の負担は、極度額 100 万円を限度とします。

#### 第14条（連絡義務）

- 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、予め届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡を取る等の必要な処置を行います。
- 事業者は、各種感染症等発症の疑いのある利用者や従業員が規定数に達した場合は、速やかに関係機関へ報告するとともに、対象家族に対しても報告を行います。

#### 第15条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備又はサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に行います。

#### 第16条（本契約に定めのない事項）

- 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

#### 第17条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

また、重要事項説明書及び契約書別紙についても本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者名 利用者

事業者 社会福祉法人 学正会  
特別養護老人ホームふるさとホーム  
福岡県指定 第4072000153号  
住所 福岡県柳川市東蒲池564-1  
管理者 施設長 金納貞治 印

利用者 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄： )

代理人 住所

(選任した場合) 氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人 住所

氏名 \_\_\_\_\_ 印 (続柄： )